予　算　要　求　資　料

令和３年度当初予算　　支出科目　款：教育費　　項：教育総務費　　目：教育指導費

事業名　教育用パソコン整備費

（この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください）
教育委員会 教育財務課 情報基盤管理係 電話番号：058-272-1111（内 3564）
E-mail： c17773@pref.gifu.lg.jp

１　事業費　　6,805 千円（前年度予算額：6,805 千円）

＜財源内訳＞

区　分	事業費	財源内訳							
		国　庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財　産 収　入	寄附金	その他	県　債	一　般 財　源
前年度	6,805	0	0	0	0	0	0	0	6,805
要求額	6,805	0	0	0	0	0	0	0	6,805
決定額	6,805	0	0	0	0	0	0	0	6,805

２　要求内容

（１）要求の趣旨（現状と課題）

・教科「情報」の実習に必要なパソコン教室の機器が整備から 7 年を経過、老朽化し機器の故障が増加していることから、教育用パソコン、ソフトウェア、周辺機器の更新を平成 28 年度に行った。

・また、従前は各校に設置したサーバ機器が故障した場合、パソコン教室が使用できず授業に支障をきたしたことから、授業を停止することなく稼働可能なセンター型サーバシステムに再構築を行った。

（２）事業内容

・データセンターに集約したサーバ等機器の賃貸借及び保守運用を行う。
（契約期間：H29 年 4 月～R5 年 3 月）

（３）県負担・補助率の考え方

・県 10/10

（４）類似事業の有無

・無

３　事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
委託料	4,406	サーバ等機器の管理運用・保守 期間６年（H29.4～R5.3）
使用料・賃借料	2,399	サーバ等機器のリース 期間６年（H29.4～R5.3）
合計	6,805	

決定額の考え方

４　参考事項

（１）各種計画での位置づけ

・第３次教育ビジョン

基本目標５「学びを支援する安全・安心な教育環境づくり」

(26)「ICT の環境整備と利活用の促進」

（２）後年度の財政負担

・次年度以降サーバ機器の賃貸借・保守運用として年間 6,805 千円（債務負担行為 H29.4～R5.3）、R4 年に教育用パソコンの更新費用が必要となる。

（３）事業主体及びその妥当性

・県立学校教育用コンピュータの整備担当課

普通高校コンピュータ整備・・・・・教育財務課

専門高校コンピュータ整備・・・・・学校支援課

特別支援学校コンピュータ整備・・・特別支援教育課

事　業　評　価　調　書（県単独補助金除く）

□	新規要求事業
■	継続要求事業

1　事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
　普通科を有する高等学校40校の教科「情報」の実習に必要なパソコン教室の機器を平成28年度に整備し、データセンターに統合したサーバシステムの安定稼働を確保する。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値 (前々年度末時点)	目　標	達成率
教科「情報」用パソコン室整備率	87.5% （H26）	87.5% （H27）	（H　）	100% （R1）	100% （－）	100%
	（H　）	（H　）	（H　）	（H　）	（H　）	%

○指標を設定することができない場合の理由

（前年度の取組）

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）
　平成28年度末に、普通科設置高校40校の教育用パソコンおよび周辺機器の更新を行った。

（前年度の成果）

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果
　従来、各学校に設置されていたサーバをデータセンターに集約することで、授業を停止することなく稼働するシステムを構築して、各校のサーバ管理業務を極小化することにより、授業に専念できる。

2　事業の評価と課題

（事業の評価）

・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い、△：必要性が低い	
（評価） ○	高等学校における必履修教科である「情報」の実習に必要なパソコン教室の機器整備であり、必要性は高い。
・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている、△：まだ期待どおりの成果が得られていない	
（評価） ○	全ての普通科設置県立高校で使用するパソコン教室の更新により、同じ環境で教育を提供できている。
・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている、△：向上の余地がある	
（評価） ○	各校でサーバ機器の保守管理が不要となり、情報担当教員が授業に専念できる。

（今後の課題）

・事業が直面する課題や改善が必要な事項

データセンターに統合したサーバシステムを停止することなく保守運用していく。

（次年度の方向性）

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか

サーバをデータセンターに集約して相互に補完させ、授業を停止することなく安定稼働するシステムとして運用する。

（他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果）

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	－
組み合わせて実施する理由や期待する効果　など	－

予　算　要　求　資　料

令和３年度当初予算　　支出科目　款：教育費　　項：教育総務費　　目：教育指導費

事業名　県立学校ＩＣＴ環境整備事業費

（この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください）
教育委員会 教育財務課 情報基盤管理係 電話番号：058-272-1111（内 3564）
E-mail： c17773@pref.gifu.lg.jp

１　事業費　　　　　218,577 千円（前年度予算額：214,577 千円）

＜財源内訳＞

区　分	事業費	財源内訳							
		国　庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財　産 収　入	寄附金	その 他	県　債	一　般 財　源
前年度	214,577	0	0	0	0	0	0	0	214,577
要求額	218,577	0	0	0	0	0	0	0	218,577
決定額	218,577	0	0	0	0	0	0	0	218,577

２　要求内容

（１）要求の趣旨（現状と課題）

・2030 年頃には、ＡＩ等をはじめとする技術革新が一層進展し、社会や生活を大きく変えていく超スマート社会（Society 5.0）の到来が予想されており、新学習指導要領においては、情報モラルを含む情報活用能力が「学習の基盤となる資質・能力」としている。

・児童生徒には、ＩＣＴを主体的に活用する力だけでなく、他者と協働し、新しい価値を創造する力が求められ、「主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）」の視点から新しい授業スタイルを実現するためには、教室のＩＣＴ化が不可欠であり、早急にＩＣＴ環境を整備する必要がある。

（２）事業内容

・社会生活の中でＩＣＴを日常的に活用することが当たり前となっている中で、これからの児童生徒が活躍する将来を見通した新しいスタイルの授業である「主体的・対話的で深い学び」を実現するため、教育のＩＣＴ化を図る。

・ＩＣＴの特性・強みを生かすことで、児童生徒一人一人の能力や適性に応じた個別最適化された支援が容易となることで、「学びの質」が向上する。

・教室に整備するＩＣＴ機器は、プロジェクタ（電子黒板）、ホワイトボード、

実物投影機、指導者用パソコン、学習者用パソコン、学習支援ソフトウェア、無線ＬＡＮ等であり、賃貸借及び運用保守を行う。

（３）県負担・補助率の考え方

・県 10/10

（４）類似事業の有無

・無

３　事業費の積算内訳（単位：千円）

事業内容	金額	事業内容の詳細
使用料及び賃借料	154,778	プロジェクタ、パソコン、無線ＬＡＮ等の機器リース
委託料	35,669	プロジェクタ等運用保守
消耗品費	28,130	デジタル指導書
合計	218,577	（リース及び保守分：190,447　デジタル教材分：28,130）

決定額の考え方

４　参考事項

（１）各種計画での位置づけ

・第３次教育ビジョン

基本目標５「学びを支援する安全・安心な教育環境づくり」

取り組むべき施策(26)「ICT の環境整備と利活用の促進」

（２）後年度の財政負担

・次年度以降ＩＣＴ機器の賃貸借及び運用保守費として年間 190,447 千円(長期継続契約 H32.3～R8.2）、R8 年に同額程度の更新費用が必要となる。

・整備したＩＣＴ機器を効果的に活用するためにデジタル教材の整備が必要となる。

（３）事業主体及びその妥当性

・新学習指導要領に「情報活用能力（情報技術を手段として活用する力を含む）の育成」については，言語能力等と並ぶ形で，教科等を越えた全ての学習の基盤として育まれ活用される資質・能力として明記された学習活動を支援するための整備であり、県が主体となって取り組む必要のある事業である。

事　業　評　価　調　書（県単独補助金除く）

□	新規要求事業
■	継続要求事業

1　事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
　全ての県立高校、県立高等支援学校、岐阜盲学校の普通教室および特別教室（一部）にて、ＩＣＴを活用できる環境を平成３１年度に常設整備する。
　全ての教員がＩＣＴ活用指導力の１つである「児童生徒のＩＣＴ活用を指導する能力」を持つ。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事　業 開始前	指標の推移		現在値 (前々年度末時点)	目　標	達成率
教室ＩＣＴ環境の整備率	0% (H29)	 (H　)	 (H　)	100% (R1)	100% (R1)	100.0%
生徒のＩＣＴ活用を指導する能力（高校）	74.6% (H29)	 (H　)	 (H　)	74.0% (R1)	100% (－)	74.0%

○指標を設定することができない場合の理由

（前年度の取組）

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）
　令和２年２月末までに、県立高校、県立高等支援学校、岐阜盲学校の普通教室および特別教室（一部）と、その他の特別支援学校の一部教室へ、ＩＣＴを活用できる環境を常設整備した。

（前年度の成果）

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果
　ＩＣＴ機器を常設した学校から、新しいスタイルの授業を行い、分かりやすく、より深く学ぶ活動が増加した。

2　事業の評価と課題

（事業の評価）

・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い、△：必要性が低い	
（評価） ○	次世代を担う児童生徒の「学びのスタイル」が変わる取り組みであり、必要性は高い。
・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている、△：まだ期待どおりの成果が得られていない	
（評価） ○	全ての県立高校の普通教室において、同じＩＣＴ環境で教育を提供できている。
・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている、△：向上の余地がある	
（評価） ○	県が統一して保守契約を行うことで、学校の管理負担を軽減でき、授業の専念できる。

（今後の課題）

・事業が直面する課題や改善が必要な事項

整備したＩＣＴ機器を効果的に効率的に使用するため、デジタルコンテンツの整備・充実や教員研修を行い教員の資質・能力の向上を図る必要がある。

（次年度の方向性）

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか

整備したＩＣＴ機器を有効に活用し、より深い学びにつなげるため、教材のデジタル化の進捗に合わせて、デジタル教材の整備を進めていく必要がある。

（他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果）

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	－
組み合わせて実施する理由や期待する効果　など	－

予　算　要　求　資　料

令和３年度当初予算　　支出科目　款：教育費　　項：教育総務費　　目：進学奨励費

事業名　奨学金債権回収業務委託費

（この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください）

教育委員会教育財務課　管理経理係　電話番号：058-272-1111（内 3558）
E-mail：c17773@pref.gifu.lg.jp

１　事業費　　　　　　　　4,360 千円（前年度予算額：3,526 千円）

＜財源内訳＞

区　分	事業費	財源内訳							
		国　庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附金	その他	県　債	一　般 財　源
前年度	3,526	0	0	0	0	0	0	0	3,526
要求額	4,360	0	0	0	0	0	4,360	0	0
決定額	4,360	0	0	0	0	0	4,360	0	0

２　要求内容

（１）要求の趣旨（現状と課題）

・平成２４年度の包括外部監査において、「滞納額が年々増加する一方で取組みが不十分であり、滞納整理に対する取組みをより強化する必要がある」との指摘を受け、滞納対策の強化策として平成２８年度から専門的な知識と経験を有する債権回収会社に回収業務を委託しているが、事業効果も高いことから引き続き債権回収業務を民間委託したい。

（２）事業内容

・奨学金の滞納債権を、専門的な知識と経験を有する債権回収会社に回収業務を委託する。
・公立高等学校・大学等は教育財務課、私立高等学校は私学振興・青少年課が奨学金業務を所管しており、共通の課題であることから合わせて実施する。

①対象債権　　過年度滞納債権
②委 託 先　　債権回収会社（サービサー）
③契約期間　　平成３１年４月～令和４年３月（単価契約）
④選定方法　　一般競争入札方式

⑤所要経費　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：千円）

	R1	R2	R3	合計
教育財務課分	3,648	4,360	4,360	12,368

（３）県負担・補助率の考え方

県負担　10/10

（４）類似事業の有無

有：母子寡婦福祉資金貸付金（H25から外部委託を実施）

３　事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
委託料	4,360	債権回収業務のサービサー委託
合　計	4,360	

決定額の考え方

４　参考事項

（１）国・他県の状況

・２２都府県で委託実績（もしくは予定）あり（H27年９月調査）

事　業　評　価　調　書（県単独補助金除く）

□	新規要求事業
■	継続要求事業

1　事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

　奨学金の過年度滞納債権について、専門的な知識と経験を有する債権回収会社に回収業務を委託し、奨学金の滞納対策を強化する。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目　標	達成率
過年度委託滞納債権回収率	8.6% (H26)	(H　)	(H　)	28.1% (H31)	35.0% (R3)	100.% ―
						%

○指標を設定することができない場合の理由

（前年度の取組）

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）

・回収困難な過年度滞納債権について、債権回収会社に回収業務を委託した。

　契約期間　平成31年4月1日～令和4年3月31日

（前年度の成果）

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果

・債権回収会社の高度で専門的な知識・技術を活用することで、回収率の向上が期待できる。

2　事業の評価と課題

（事業の評価）

・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い、△：必要性が低い	
（評価） ○	県で実施している３種類の奨学金（選奨生奨学金、高等学校奨学金、子育て支援奨学金）の滞納状況は件数・金額ともに年々増加傾向にあり、回収困難者については従来の県による回収方法では限界があり、専門性を持った業者に委託することで効果的かつ効率的な回収が期待できる。
・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている、△：まだ期待どおりの成果が得られていない	
（評価） ○	債権回収会社の高度で専門的な知識・技術を活用することで、回収率の向上が期待できる。
・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている、△：向上の余地がある	
（評価） ○	職員による文書や電話による督促では返還が進まない滞納者の債権回収を外部委託することで効率的に回収できる。

（今後の課題）

・事業が直面する課題や改善が必要な事項

債権回収会社に委託してもなお返還のない高額未納者には、今後裁判所を通じた法的措置を検討する必要がある。

（次年度の方向性）

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか

県で実施している３種類の奨学金（選奨生奨学金、高等学校奨学金、子育て支援奨学金）の滞納状況は件数・金額ともに年々増加傾向にあり、滞納対策の強化が必要である。回収率の向上等、委託の成果は十分に確認できていることから、今後も継続的な事業実施が必要である。

（他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果）

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	－
組み合わせて実施する理由や期待する効果　など	－

予　算　要　求　資　料

令和３年度当初予算　　支出科目　款：教育費　　項：教育総務費　　目：進学奨励費

事業名　公立高等学校等就学支援金

（この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください）
教育委員会　教育財務課 管理経理係　電話番号:058-272-1111(内 3583)
E-mail：c17773@pref.gifu.lg.jp

１　事業費　　　　　　　4,133,423 千円（前年度予算額：4,276,543 千円）

＜財源内訳＞

区　分	事業費	財源内訳							
		国　庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附金	その他	県債	一般 財源
前年度	4,276,543	4,276,466	0	0	0	0	17	0	60
要求額	4,133,423	4,133,404	0	0	0	0	19	0	0
決定額	4,133,423	4,133,423	0	0	0	0	19	0	0

２　要求内容

（１）要求の趣旨（現状と課題）

　公立高等学校等の生徒がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。

（２）事業内容

１　就学支援金【法定受託事務】

・公立高等学校の生徒の授業料に充てる支援金の支給並びに支援金支給事務に係る事務費及び人件費

・就学支援金の受給は世帯所得 910 万円未満（保護者等にかかる市町村民税の課税標準額×6%－調整控除額が 304,200 円未満）の世帯の生徒に限定

支 給 額：授業料相当額　全日制 9,900 円／月
　　　　　　　　　　　　定時制 2,700 円／月
　　　　　　　　　　　　通信制　310 円／単位（単位制）

対象生徒：平成 26 年 4 月以降の入学者

２　就学支援事業事務費・人件費
　就学支援金の支給に係る事務費及び人件費

（３）県負担・補助率の考え方
【補助率】　10/10
【財　源】　公立高等学校等就学支援金交付金

（４）類似事業の有無
　平成 26 年 4 月 1 日（法施行日）前から引き続き高等学校等に在学する者については、従前の公立高校の授業料無償化制度を適用
　公立高等学校等就学支援金を補完するものとして「公立高等学校等学び直し支援金」を支給

３　事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
就学支援金（県立高校）	3,960,339	県立高校生徒の授業料に充てる支援金の支給
就学支援金（市立高校）	139,776	市立高校生徒の授業料に充てる支援金の支給
事務費・人件費等（県分）	32,038	就学支援金の支給に係る事務費及び人件費等
事務費・人件費等（市分）	1,270	就学支援金の支給に係る事務費及び人件費等
合計	4,133,423	

決定額の考え方

４　参考事項
（１）国・他県の状況
　高等学校等就学支援金の支給に関する法律による法定受託事務であり、すべての都道府県が適用される。

（２）事業主体及びその妥当性
　高等学校等就学支援金の支給に関する法律第 4 条（受給資格の認定）、第 6 条第 1 項（就学支援金の支給）の規定により、市立高等学校を含んだ公立高等学校等に係る就学支援金の受給資格の認定及び支給は、都道府県教育委員会が行うこととされている。

事　業　評　価　調　書（県単独補助金除く）

□	新規要求事業
■	継続要求事業

1　事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
　受給要件（保護者等にかかる市町村民税の課税標準額×6%－調整控除額が304,200円未満）を満たす生徒に対して、就学支援金を支給する。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値 (前々年度末時点)	目　標	達成率
受給要件を満たす者に対する支給率	ー （H　）	100% （H29）	100% （H30）	100% （H31）	100% （－）	100%
	 （H　）	 （H　）	 （H　）	 （H　）	 （H　）	%

○指標を設定することができない場合の理由

（前年度の取組）

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）
　就学支援金新規申請・継続審査を実施
　４月新規認定申請者数
　　全日制 11,762 人、定時制　 421 人、通信制 97 人
　７月新規認定申請者数
　　全日制　1,648 人、定時制　　23 人、通信制　5 人
　７月継続審査届出者数
　　全日制 33,906 人、定時制 1,287 人、通信制 251 人

（前年度の成果）

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果
　高等学校に在籍する生徒に対して、高等学校就学支援金を支給することにより、家庭の教育費負担の軽減を図ることができた。

2　事業の評価と課題

（事業の評価）

・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） 〇：必要性が高い、△：必要性が低い	
（評価） 〇	公立高等学校等の生徒がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図る本事業は、教育の機会均等を確保するため必要性が高い。
・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） 〇：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている、△：まだ期待どおりの成果が得られていない	
（評価） 〇	H26年度から始まった国庫事業であり、要件を満たしたすべての申請者に対して支給した。
・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） 〇：効率化は図られている、△：向上の余地がある	
（評価） 〇	4月新規申請時は、合格発表時に説明を行うなど多くの保護者により確実に情報が伝わるようにするなど効率化を図った。 また、個人番号による税情報照会を実施することにより、申請者の手続きの負担軽減を図った。

（今後の課題）

・事業が直面する課題や改善が必要な事項 制度を正しく理解できず申請が遅れたケースがあったため、より分かりやすく制度を周知する必要がある。

（次年度の方向性）

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 卒業まで継続的な支援が必要であり、事業の継続が必要である。

（他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果）

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	－
組み合わせて実施する理由や期待する効果　など	－

予　算　要　求　資　料

令和３年度当初予算　　支出科目　款：教育費　　項：教育総務費　　目：進学奨励費

事業名　高校生等奨学給付金

（この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください）
教育委員会　教育財務課　管理経理係　電話番号：058-272-1111（内 3559 ）
E-mail：c17773@pref.gifu.lg.jp

１　事業費　　　　　　　497,782 千円（前年度予算額：467,317 千円）

＜財源内訳＞

区　分	事業費	財源内訳							
		国　庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附金	その他	県債	一　般 財　源
前年度	467,317	155,768	0	0	0	0	0	0	311,549
要求額	497,782	165,924	0	0	0	0	0	0	331,858
決定額	497,782	165,924	0	0	0	0	0	0	331,858

２　要求内容

（１）要求の趣旨（現状と課題）

平成 22 年 4 月から授業料が無償化とされたが、無償化前から授業料が全額免除されていた低所得層は負担軽減・支援がなく、見直しによる所得制限を設けることにより生ずる財源により、低所得者層へ奨学金を給付して、実質的な教育の機会均等を実現する。

（２）事業内容

【給付基準】

1．非課税（非課税相当と認められる）世帯
2．平成 26 年 4 月以降の入学者が対象（学年進行）
3．対象となる学校種：国公立の就学支援金支給対象校

【支給額】　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　単位：円

区　　分	年　額	（通信制）	≪専攻科≫	支給額の考え方
生活保護受給世帯	32,300	（32,300）	-	修学旅行費相当額
第１子の高校生等がいる世帯	111,100	（48,500）	≪48,500≫	教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、校外活動費、生徒会費、ＰＴＡ会費、入学用品費相当額、通信費
15 歳以上 23 歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯で第２子以降の高校生等がいる世帯	141,700	（48,500）	≪48,500≫	

（３）県負担・補助率の考え方

【補助率】　1/3　国庫補助

　　　　　　2/3　一般財源分は地方交付税措置

（４）類似事業の有無

・「選奨生奨学金」

成績優秀で経済的理由により修学が困難な者に貸与。

・「高等学校奨学金」

経済的理由により修学が困難である者に貸与。

・「子育て支援奨学金」

第３子以降の者に貸与。

・「定時制・通信制課程修学奨励費」

就労している修学困難者に貸与。

３　事業費の積算内訳（単位：千円）

事業内容	金額	事業内容の詳細
高校生等奨学給付金	497,782	低所得層の教育負担の軽減を図ることを目的とする。
合計	497,782	

決定額の考え方

４　参考事項

（１）国・他県の状況

平成 26 年度から開始された国庫補助事業で、すべての都道府県で実施されている。令和２年度から非課税相当と認められる世帯も補助対象となった。

（２）後年度の財政負担

国の予算状況により、補助率・地方交付税措置の見直しが図られる可能性がある。

（３）事業主体及びその妥当性

国庫補助要件は、県内高等学校等に在籍する生徒・学生であることを要件としており都道府県が事業の実施主体として行わなければならない。

事　業　評　価　調　書（県単独補助金除く）

□	新規要求事業
■	継続要求事業

1　事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

平成22年4月から授業料が無償化とされたが、無償化前から授業料が全額免除されていた低所得層は負担軽減・支援がなく、見直しによる所得制限を設けることにより生ずる財源により、低所得者層へ奨学金を給付する。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値 (前々年度末時点)	目　標	達成率
受給要件を満たす者に貸与する支給率	ー （H　）	100% （H29）	100% （H30）	100% （R2）	100% （ー）	100%
	 （H　）	 （H　）	 （H　）	 （H　）	 （H　）	%

○指標を設定することができない場合の理由

（前年度の取組）

・事業の活動内容

高校生等がいる低所得世帯を対象に授業料以外の教育費負担を軽減するため、世帯構成等に応じて、奨学のための給付金を支給する制度を実施。

[給付実績]

令和元年度　　3,477人　339,058千円

（前年度の成果）

・前年度の取組により得られた事業の成果

高等学校等に在学する生徒等（高校生等）の保護者等で、岐阜県内に住所を有し、保護者等全員の市町村民税所得割額非課税相当である者に対して、授業料以外の教育に必要な経費を支援することができた。

2　事業の評価と課題

（事業の評価）

・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） 〇：必要性が高い、△：必要性が低い	
（評価） 〇	全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等がいる低所得世帯を対象に支援を行う制度であり、必要性が高い。
・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） 〇：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている、△：まだ期待どおりの成果が得られていない	
（評価） 〇	要件を満たすすべての申請者に対して給付ができており、事業成果が得られている。
・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） 〇：効率化は図られている、△：向上の余地がある	
（評価） 〇	本給付金の支給要件である保護者等全員の市町村民税所得割額が非課税相当であるかは高等学校等就学支援金の審査により確認ができるため、就学支援金の支給決定後に受付を開始し、申請者の証拠書類の提出を簡略化するなど効率化を図っている。

（今後の課題）

・事業が直面する課題や改善が必要な事項

本事業は都道府県が行う奨学のための給付金事業を実施するために必要な経費について、国が予算の範囲内で補助金を交付する（国庫負担 1/3）補助事業であるが、県負担が 2/3 であり負担割合が大きく、交付税の措置状況等、国の動向を注視していく必要がある。

（次年度の方向性）

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか。

国の事業内容、補助金要綱、財源措置及び奨学金事業の情勢等を把握し、柔軟に対応していく。

（他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果）

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	－
組み合わせて実施する理由や期待する効果　など	－

予　算　要　求　資　料

令和３年度当初予算　　支出科目　款：教育費　　項：教育総務費　　目：進学奨励費

事業名　公立高等学校等学び直し支援金

（この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください）
教育委員会　教育財務課 管理経理係　電話番号：058-272-1111（内 3583）
E-mail：c17773@pref.gifu.lg.jp

1　事業費　　　　　　　1,648 千円（前年度予算額： 1,851 千円）

＜財源内訳＞

区　分	事業費	財源内訳							
		国　庫支出金	分担金負担金	使用料手数料	財　産収　入	寄附金	その他	県債	一　般財　源
前年度	1,851	1,851	0	0	0	0	0	0	0
要求額	1,648	1,648	0	0	0	0	0	0	0
決定額	1,648	1,648	0	0	0	0	0	0	0

2　要求内容

（１）要求の趣旨（現状と課題）

高等学校等を中途退学した者が再び高等学校等で学び直す場合に、就学支援金支給期間の経過後も卒業までの間（最長 2 年間）、継続して支援金を支給する。

（２）事業内容

支 給 額：授業料相当額
　　全日制 9,900 円／月
　　定時制 2,700 円／月
　　通信制　310 円／単位（単位制）
　　専攻科 9,900 円／月　※令和 2 年度より新規対象

対象生徒：公立高校不徴収及び就学支援金制度の対象外となった生徒

（３）県負担・補助率の考え方

【補助率】　10/10

【財　源】　高等学校等修学支援事業費補助金

・就学支援金とは別制度の国庫補助事業（10/10）

（４）類似事業の有無

・公立高等学校等就学支援金

・公立高等学校等専攻科支援金

３　事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
学び直し支援金（県立高校）	1,648	県立高校生徒への就学支援金相当額の支給
学び直し支援金（市立高校）	0	市立高校生徒への就学支援金相当額の支給
合計	1,648	

決定額の考え方

４　参考事項

（１）国・他県の状況

平成 26 年度から国が予算補助にて創設した施策である。

事　業　評　価　調　書（県単独補助金除く）

□	新規要求事業
■	継続要求事業

1　事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

　受給要件（中途退学して再び学び直す生徒）を満たす生徒に対して、就学支援金相当額を支給する。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値 (前々年度末時点)	目　標	達成率
受給要件を満たす者に対する支給率	－ （H　）	－ （H　）	100% （H30）	100% （H31）	100% （－）	%
	（H　）	（H　）	（H　）	（H　）	（H　）	%

○指標を設定することができない場合の理由

（前年度の取組）

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）

　受給要件を満たす者（中途退学後に再入学した生徒で高等学校に在学した期間が 36 月を超える生徒）に対して補助金を支給した。

令和 2 年度　53 人（見込）
令和 元年度　41 人
平成 30 年度　89 人

（前年度の成果）

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果

　就学支援金制度とともに高等学校等の教育に係る経済的負担の軽減を図り、教育の機会均等に寄与している。

２　事業の評価と課題

（事業の評価）

・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） 〇：必要性が高い、△：必要性が低い	
（評価） 〇	高等学校等を中途退学した者が再び高等学校等で学び直す場合に、就学支援金支給期間の経過後も卒業までの間（最長２年間）、継続して支援金を支給する本事業は、家庭の教育費負担の軽減を図り、教育の機会均等に寄与することができるため必要性が高い。
・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） 〇：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている、△：まだ期待どおりの成果が得られていない	
（評価） 〇	就学支援金制度とともに高等学校等の教育に係る経済的負担の軽減を図り、教育の機会均等に寄与している。
・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） 〇：効率化は図られている、△：向上の余地がある	
（評価） 〇	該当者の把握に努め、制度の周知により、申請を促した。

（今後の課題）

・事業が直面する課題や改善が必要な事項
　就学支援金の支払い限度期間が終了後も在学する生徒の増加が今後予測されるが、申請手続き漏れとならないよう周知する必要がある。

（次年度の方向性）

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか
　年度中に支払限度期間が終了する生徒がいないかを確認し、対象生徒がいれば学び直し支援制度について説明等行うよう各高校へ周知していく。

（他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果）

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	－
組み合わせて実施する理由や期待する効果　など	－

予　算　要　求　資　料

令和３年度当初予算　　支出科目　款：教育費　　項：教育総務費　　目：進学奨励費

事業名	公立高等学校等専攻科支援金

（この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください）
教育委員会　教育財務課 管理経理係　電話番号：058-272-1111（内 3583）
E-mail：c17773@pref.gifu.lg.jp

1　事業費　　　　　　　　893 千円（前年度予算額：1,012 千円）

＜財源内訳＞

区　分	事業費	財源内訳							
		国　庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財　産 収　入	寄附金	その他	県債	一　般 財　源
前年度	1,012	505	0	0	0	0	0	0	507
要求額	893	446	0	0	0	0	0	0	447
決定額	893	446	0	0	0	0	0	0	447

2　要求内容

（１）要求の趣旨（現状と課題）

　公立高等学校の専攻科に通う生徒が、その授業料に充てるための支援金の支給を受けることにより、教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。

（２）事業内容

【対象者】

　公立高等学校専攻科に通う生徒

【支給額】

・住民税非課税世帯の生徒　授業料相当額（月額 9,900 円）
・住民税非課税世帯に準ずる世帯の生徒 授業料相当額×1/2
（月額 4,950 円）

（３）県負担・補助率の考え方

【補助率】　１/２

・就学支援金とは別制度の国庫補助事業

（４）類似事業の有無

・公立高等学校等就学支援金

・公立高等学校等学び直し支援金

３　事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
専攻科修学支援金（県立高校）	893	専攻科生徒への就学支援金相当額の支給
合計	893	

決定額の考え方

４　参考事項

（１）国・他県の状況

令和２年度から国が予算補助にて創設した施策である。

事　業　評　価　調　書（県単独補助金除く）

□	新規要求事業
■	継続要求事業

1　事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
　公立高等学校専攻科に通う生徒に対して、就学支援金相当額を支給する。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値 (前々年度末時点)	目　標	達成率
受給要件を満たす者に対する支給率	ー （H　）	ー （H　）	ー （H　）	100% （H31）	100% （ー）	%
	 （H　）	 （H　）	 （H　）	 （H　）	 （H　）	%

○指標を設定することができない場合の理由

（前年度の取組）

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）
　公立高等学校専攻科に通う生徒に対して補助金を支給した。
　令和２年度　５人（見込）

（前年度の成果）

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果
　公立高等学校専攻科における教育に係る経済的負担の軽減を図り、教育の機会均等に寄与している。

２　事業の評価と課題

（事業の評価）

・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） 〇：必要性が高い、△：必要性が低い	
（評価） 〇	高等学校の専攻科に通う家庭に支援を行うことにより、教育費負担の軽減並びに教育の機会均等に寄与できるため、必要性が高い。
・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） 〇：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている、△：まだ期待どおりの成果が得られていない	
（評価） 〇	公立高等学校専攻科における教育に係る経済的負担の軽減を図り、教育の機会均等に寄与している。
・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） 〇：効率化は図られている、△：向上の余地がある	
（評価） 〇	該当者の把握に努め、制度の周知により申請を促した。

（今後の課題）

・事業が直面する課題や改善が必要な事項

　令和２年度から始まった制度のため、申請手続き漏れとならないよう周知する必要がある。

（次年度の方向性）

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか

　卒業まで継続的な支援が必要であり、事業の継続が必要である。

（他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果）

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	－
組み合わせて実施する理由や期待する効果　など	－